電力需給調整機能としてのEV活用促進事業　質問に対する回答

質問１

該当箇所：公募要領 3-(3) EV 利用事業者の数（P.4）

【「業態が異なる」の判断基準および定義について】

「業態が異なる」ことの判定基準についてご教示ください。

(1) 業種区分と運行特性のどちらを重視するか

日本標準産業分類等の大分類・中分類（例：運輸業、卸売・小売業、サービス業等）に基づく法人の本業自体の違いを必須とする想定でしょうか。あるいは、業種そのものよりも「車両の運行特性・充電パターン（走行距離、稼働時間帯、拠点滞留時間等)」の違いを重視する趣旨でしょうか。

(2) 同一グループ内別企業または同一企業の別事業所の扱い

同一企業グループ（または同一事業者）内であっても、異なる運用特性（例：配送部門とルート営業部門）を有する部署・子会社がそれぞれ車両を提供する形態は認められますでしょうか。

回答

(1) 日本標準産業分類等に基づく分類というよりは、一般に物流事業者やバス事業者、タクシー事業者など業態別に車両の運用特性等が異なることが想定される事業者を複数業種検証することを目的として記載しています。本事業の目的に合った提案をご検討ください。

(2) 同一企業グループ、同一企業の別事業所であっても応募可能です。
本事業の目的に合った提案をご検討ください。

質問２

該当箇所：公募要領 4-(4) 実証に用いる設備、安全管理及び情報管理
（P.5）

【IoT セキュリティ要件（JC-STAR 制度）の適用範囲と代替措置について】

サイバーセキュリティの確保はリソースの系統連携において極めて重要と認識しております。本規定の運用に関し、実証で導入予定の最新充放電器や通信機器について、実証開始（令和 9 年度）時点で JC-STAR ラベル取得手続き中である場合、国際的なセキュリティ標準（ISO/IEC 27030 等）やガイドラインに準拠したセキュリティ設計書・検査結果の提示をもって代替要件を満たすとみなすことは可能でしょうか。

回答

IoT 機器は、JC-STAR 制度の適合ラベルを取得していることが基本となりますが、機器選定が困難な場合は、個別に判断させていただきます。

質問３

該当箇所：公募要領 10-(1)（P.12)、10-(5)（P.13） 成果物の取扱い

【既存 EMS・制御アルゴリズム等の知的財産権の留保範囲について】

既存の高度なエネルギーマネジメントシステム（EMS）基盤などを実証に活用・拡張するにあたり、権利の帰属範囲について確認させてください。

① 既存 EMS のカスタマイズ部分の取扱い

事業実施者が従来から保有するコアエンジン・制御ソフトウェアに対して、本実証向けに設定変更や API 連携等の小規模な機能拡張を行った場合、コア部分の著作権・特許権は事業実施者に留保され、都には実証報告書等の納品物および実証データのみが帰属するという理解で相違ないでしょうか。

② 知的財産を活用した将来的な事業展開の許容

本実証を通じて得られた運用知見や改善ノウハウを、実証期間終了後に事業実施者が自社の商用ソリューションや他地域でのサービス展開に活用することは制限されない理解でよろしいでしょうか。

回答

①公募要領に記載のとおり、本事業において作成され、既に他の所有権を有するものを除く一切の成果物及び中間成果物に関する権利は全て都に帰属するものとします。

②ご認識のとおりです。

質問４

該当箇所：公募要領 2-(1) 実施内容（P.1)、2-(3)ウ(ｱ) 小売電気事業者の役割（P.2)、2-(4) 実証事業者の各年度の役割（P.3）

【小売電気事業者によるインセンティブ付き料金メニューの実証範囲について】

実際に小売事業者がインセンティブ付き料金メニューを設計し、本実証に参加する EV 利用事業者と契約し提供するところまでを令和 9 年度に実証することが必要でしょうか。

料金メニュー設計は行うが、実際に EV 利用事業者とは契約変更することなく、令和 9 年度には、当該料金メニューがもし導入されたらという仮想的な実証を行うことは認められますでしょうか。

回答

本事業としては前段の内容を求めています。ただし、個別の事情等により、電力契約の変更が難しい場合も想定されますので、本事業の目的を踏まえ、仮想的な実証に留まらず、実施可能な内容をご提案ください。

質問５

該当箇所：公募要領 6-(1) 免責事項、注意事項等（P.9)、5-(5) 費用計画書の記載事項（P.8）

【費用計画書提出後の費用計画変更に関する協議の余地について】

資金調達、物価及び金利の変動、需要の変動等の事業実施に伴うリスクは、事業実施者の負担とありますが、今般の為替状況や燃料費高騰などを考えると、令和 9、10 年度の実施項目のうちコストや工程を現時点で確約することが難しい項目もあると考えます。提出時点で費用計画書に記載した費用計画を提出以後、一定程度の期間が経過したのちに変更することを協議する余地はありますでしょうか。その余地がある場合、どの程度の変動割合が許容されるか目安などありますでしょうか。

回答

協定締結後、都と協議の上、費用計画書の変更は可能ですが、変更に当たり資料の提出等が必要となる可能性があります。

なお、費用を変更する場合も、都が負担する経費は予算の範囲内となります。

質問６

該当箇所：公募要領 5-(2) 都が負担する対象経費（P.6)、5-(3) 都の負担上限額（P.7）

【人件費の単価設定および補助率の考え方について】

費用項目のうち人件費について、単価に関する定めは何かありますでしょうか。

参加グループ各社の標準的な請求単価を用い、それに対し二分の一補助率が適用されるという考え方で問題ないでしょうか

回答

人件費単価についての定めはありません。

後段の質問については、ご認識のとおりです。ただし、本事業の実施に必要な経費であり、本事業に係る経費として明確に区分できること等の条件を満たすことが必要です。

質問７

該当箇所：公募要領 4-(4) 実証に用いる設備、安全管理及び情報管理
（P.5）、5-(2) 都が負担する対象経費（P.7）

【EV 車両・充放電設備のメーカー国籍による制限の有無について】

本実証で使用する EV 車両および充放電設備について、メーカーの国籍（国産・海外製）による制限はありますでしょうか。

EV 利用事業者が既に保有・使用している海外メーカー製（中国メーカー製を含む）の EV 車両を実証に用いることは可能でしょうか。

回答

本実証で使用する EV 車両については、EV 利用事業者が本来事業で使用する車両となりますので、制限は設けておりません。

充放電設備については、都の補助対象設備である必要があります。

また、EV 利用事業者が既に保有・使用している EV を実証に用いることは可能です。